

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）の職員の給与について定める。なお、第9条休職手当については適用対象に該当する業務準委任契約者も対象に含めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1)基本給

(2)手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- 1 扶養手当
- 2 超過勤務・休日勤務手当
- 3 休職手当

(基本給の計算方法)

第3条 基本給は、役割、業務内容、所定労働時間、能力等を勘案して月額固定給として各人ごとに決定する。

(初任給)

第4条 初任給は、役割、業務内容、所定労働時間、技能経験、学識等を勘案して決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は原則4月1日とする（ただし入職後1年を経過しない場合を除く）。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢、職員の勤務状況、業績、役割等を勘案して毎年決定する。

2 報酬額の昇給・降給については人事評価と役割を勘案した賃金テーブルによって決定する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、事業サポート部門担当理事が認めた者とする。

(1)配偶者*

(2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫

(3) 父母および祖父母

*他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものとは、健康保険の被扶養者であるものをいう。

3 扶養手当の額は、下記により算出した額とする。

- (1) 配偶者*、父母および祖父母：一人につき6,500円
- (2) 子および孫：一人目12,000円、二人目以降は一人につき6,000円

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに当法人あてに届け出なければならない。

*本規程において「配偶者」とは、異性であるか同性であるかを問わず、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。ただし、住民票上の世帯が同一であること。

(超過勤務・休日手当)

第8条 超過勤務・休日勤務手当は、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。

2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

- (1) 時間外勤務(法定労働時間内の場合)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.00
- (2) 時間外勤務(法定労働時間超の場合)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.25
- (3) 時間外勤務(1ヶ月60時間超の場合)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.50
- (4) 深夜勤務(午後10時より翌朝5時まで)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×0.25
- (5) 休日(法定)勤務
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.35
- (6) 上記(2)及び(3)(5)において、午後10時より翌朝午前5時に勤務した場合は、それぞれに割増率0.25を加算する。

3 当法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(休職手当)

第9条 休職手当は、就業規則（ワーキングガイド集）第2章9.休職 に定める休職期間中の適用対象者に対して一定期間支給する。

2 休職手当の適用対象者とは、原則として契約更新時の契約内容、および契約更新月の前月の実績が次に掲げる基準を全て満たす場合に対象とする。なお、本手当については以下の基準を満たす業務準委任契約者も対象とする。

- (1) 当法人の業務の稼働時間が週20時間（月平均86時間）以上（注1）
- (2) 試用期間を過ぎた者（および業務準委任契約者については、本契約後の者）
- (3) 月平均の報酬額が88000円相当（注2）
- (4) 休職期間中、むすびえ以外の収入がない、もしくは上記基準額（88000円）以下の場合

注1：原則としては、契約上の所定労働時間にあたる時間数で判断するが、業務準委任契約で契約上の時間数の取り決めがない場合は以下の基準で判断。

実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から対象。

同様に、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間未満となり、その状態が引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から対象外となる。

なお、1年は約52週、 $52 \div 12 = 4.3333\dots$ なので1カ月は4.3週として計算すると週20時間=月86時間。

注2：原則として契約更新時の前月の報酬額を基準とするが、報酬額の増減があった場合は下記の基準で判断。

2ヶ月連続で88000円以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から対象。同様に、2ヶ月連続で88000円未満となり、その状態が引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から対象外となる。

3 休職手当の支給期間および額は、下記に定める期間を限度として、休職前3ヶ月間の平均賃金の6割を休業手当として支給する。ただし、業務上の傷病および健康保険・雇用保険加入者で傷病手当等の支給が受けられる場合は原則としてその支給期間中は本手当を支給しない。傷病手当等の支給を受けられる場合で、その額および支給期間が本手当の額及び支給期間に満たない場合はその差額分のみ支給する。

(1) 雇用契約メンバーの場合

① 勤続1年未満・・・1か月

② 勤続1年以上・・・3か月

(2) 業務準委任メンバーの場合

① 契約1年未満・・・1か月

② 契約1年以上・・・3か月

注3：平均賃金とは、原則として事由の発生した日以前3か月間に、その職員に支払われた賃金の総額を、その期間(賃金の締め切り日ごと)の総日数(暦日数)で除した金額。

4 休職期間中に個人が負担する社会保険料がある場合は、休職手当から当該金額を控除するものとする。

(給与の支給日)

第10条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は翌月末日(その日が当法人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第11条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 前項にかかわらず、次の各項目のうち必要な項目を合意のうえ給与から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険料

- (4) 厚生年金保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 雇用保険料
- (7) その他、控除する旨あらかじめ労使協定にて定めたもの

(給与の減額)

第12条 次の各号の一つに該当する不労日が生じた場合は、給与は支給しない。

- (1) 産前産後の休業、出勤制限及び休職の規定により生ずる不労日
- (2) 年次有給休暇・夏期休暇、特別休暇等および通常の遅刻・早退で当法人内で権限のある者による承認を得たものを除く不労日または不労時間
- (3) 育児休業の期間における不労日
- (4) 介護休業の期間における不労日
- (5) 入社または退職月の不労日、ただし、死亡による退職の場合は、当月分全額を支給する。

2 次の各号の一つに該当する不労日または不労時間が生じた場合は、基本給は支給しない。

- (1) 母性健康管理のための措置、生理休暇の期間における不労日
- (2) 育児時間の期間における不労時間
- (3) 子の看護のための休暇の期間における不労日
- (4) 育児短時間勤務の期間における不労時間
- (5) 介護休暇の期間における不労日
- (6) 介護短時間勤務の期間における不労時間

3 第1項の不労日が生じた場合の給与は、(基本給+手当)+当該月の労働日数×不労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

4 第2項の不労日が生じた場合の給与は、基本給+当該月の労働日数×不労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

5 第2項の不労時間が生じた場合の給与は、基本給+(当該年度所定労働時間÷12)×不労時間で得た金額を、給与から控除し支給する。

(賞与)

第13条 賞与の支給は、行わない。

(端数処理)

第14条 1時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数を1円に切り上げる。

2 1日および1か月における賃金及び割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、前項と同様に処理する。

3 第12条第3項から第5項に定める金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。

(雑則)

第15条 この規程の実施に関し、必要な事項については、事業サポート部門担当理事が定める。

附 則 この規程は、2021年3月1日から施行する。

2023年6月1日改定

2024年1月1日改定

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	事業年度	2023年4月1日～2024年3月31日
-----	---------------------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	220,000円
受取寄附金	922,569,046円
受取助成金等	389,393,903円
事業収益	38,275,731円
その他経常収益	1,824,680円
経常外収益	0円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	1,352,283,360円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引

及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		199,807,988 円	助成事業寄附金 自主事業収益
		135,081,000 円	母子家庭等対策総合支援事業 国庫補助金等
		128,475,991 円	遺贈寄附金
		92,822,869 円	助成事業寄附金 使途指定なし寄附金
		30,793,357 円	こども食堂応援団事業寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		36,165,800 円	寄附者獲得のための広告費
		35,482,891 円	寄附者獲得のための広告費
		31,400,000 円	休眠預金による支払助成金
		22,391,530 円	子ども食堂調査支援業務費
		21,207,226 円	寄附者獲得のための広告費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		書籍	令和5年 6月23 日～令和 6年1月 30日	0円	「つながり続けるこども食堂」中央公論社 / 定価 1,760 円

元書類収受日 令和6年6月2日
 差替書類収受日 令和7年6月27日
 再差替収受日 令和8年1月20日

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		HP等デザインの業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	9,377,155円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	5,986,250円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	5,837,250円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	5,667,871円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	4,800,000円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	4,542,500円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	4,104,000円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	3,728,875円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	3,113,750円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	3,011,250円	業務委託契約に基づく
		プロジェクト業務の業務委託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	2,815,750円	業務委託契約に基づく

元書類収受日 令和6年6月26日
 差替書類収受日 令和7年6月27日
 再発覚収受日 令和8年1月20日

プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.10.1～ R6.3.31	2,806,500 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.2.29	2,445,625 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	2,290,500 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.11.1～ R6.3.31	2,240,250 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	2,212,875 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.7.1～ R6.3.31	1,895,625 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	1,562,000 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.12.1～ R6.3.31	1,385,500 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.6.1～ R6.8.31	823,250 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R6.3.1～ R6.3.31	600,000 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.12.1～ R6.2.29	564,375 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	555,875 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	537,750 円	業務委託契約に基 づく
プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	481,250 円	業務委託契約に基 づく

元書類収受日 令和 6 年 6 月 26 日
差替書類収受日 令和 7 年 6 月 27 日
再発書類収受日 令和 8 年 1 月 20 日

	プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	373,000 円	業務委託契約に基づ く
	プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R5.5.1～ R6.3.31	345,750 円	業務委託契約に基づ く

元書類收受日 令和 6年 6月 26日
 差替書類收受日 令和 7年 6月 27日
 再差替收受日 令和 8年 1月 20日

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

元書類收受日 令和6年6月26日
 差替書類收受日 令和7年6月27日
 再差替收受日 令和8年1月20日

元書類収受日 令和6年6月26日
 差替書類収受日 令和7年6月27日
 再書類収受日 令和8年1月20日

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	報酬	R5.4.1～ R6.3.31	14,100,000 円
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	14,510,449 円
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	12,414,007 円
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R6.3.31	
			給与	R5.6.1～ R6.3.31	
			給与	R6.1.1～ R6.3.31	
			給与	R5.6.1～ R6.3.31	
			給与	R5.6.1～ R6.3.31	
			給与	R5.5.1～ R5.10.31 R6.2.1～ R6.3.31	
			給与	R5.7.1～ R6.3.31	
給与	R5.5.1～ R6.3.31				
給与	R5.5.1～ R6.3.31				

給与	R6.2.1～ R6.3.31
給与	R6.3.1～ R6.3.31
給与	R5.8.1～ R6.11.31
給与	R6.3.1～ R6.3.31

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2023年 4月 1日 ～ 2024年 3月 31日
------	----------------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
27人	87,959,582円

元書類收受日 令和6年6月26日
 差替書類收受日 令和7年6月27日
 再差替收受日 令和8年1月20日

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
各地のこども食堂 (59件) *別紙の通り		R5.8.28	295,000円	現物寄附 (JAタウギ フトカード)
各地のこども食堂 (217件) *別紙の通り		R5.11.6	1,275,960円	現物寄附 (全国共通お こめ券)
各地のこども食堂 (195件) *別紙の通り		R5.11.6	975,000円	現物寄附 (こども商品 券)
各地のこども食堂 (551件) *別紙の通り		R5.11.30	2,775,000円	現物寄附 (QUOカー ド)
各地のこども食堂 (669件) *別紙の通り		R5.12.24	6,690,000円	現物寄附 (Amazon図書 商品券)
		R6.3.28	5,000,000円	ごきげんな地域づくり 寄付金
支払寄付金 差引合計額			17,010,960円	
各地のこども食堂 (1,919件) *別添の通り			515,854,340円	
2023度支払助成金 返金額			(14,085,992円)	
支払助成金 差引合計額			501,768,348円	
			円	
			円	
		合 計	518,779,308円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
..	なし	円
..		円

元書類收受日 令和6年6月26日
差替書類收受日 令和7年6月27日

208		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
209		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
210		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
211		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
212		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
213		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
214		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
215		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
216		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画
217		お米券(5,280円分)	2023/11/6	冬のおくりもの企画

小計 ￥ 1,145,760
 お米カード1枚につき50円の手数料負担分 ￥ 130,200
 支払寄付金合計額 ￥ 1,275,960

元書類收受日 令和6年6月26日
 差替書類收受日 令和7年6月27日

元書類收受日 令和6年6月26日
 差替書類收受日 令和7年6月27日

NO	こども食堂名	都道府県	市区	町名・後地	支出年月日	Amazon圖書	
						商品券(額面)	寄附の目的
633					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
634					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
635					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
636					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
637					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
638					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
639					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
640					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
641					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
642					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
643					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
644					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
645					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
646					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
647					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
648					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
649					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
650					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
651					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
652					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
653					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
654					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
655					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
656					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
657					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
658					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
659					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
660					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
661					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
662					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
663					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
664					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
665					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
666					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
667					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
668					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画
669					20231224	10,000	Amazonプロジェクトクリスマス企画

支出先の名稱等	都道府県	住所	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/19	¥80,000	ファミリーマート資金_第6回
			2023/04/24	¥1,050,000	休眠通常控 支払助成金 2023年4月
			2023/04/24	¥2,537,000	休眠通常控 支払助成金 2023年4月
			2023/04/24	¥2,624,000	休眠通常控 2023年4月
			2023/04/24	¥2,625,000	休眠通常控 2023年4月
			2023/04/27	¥2,150,000	休眠通常控2021 2023年度申請金額 (4月)
			2023/04/27	¥2,582,000	休眠通常控2021 2023年 度申請金額(4月)
			2023/04/27	¥2,075,000	休眠通常控2021 2023年度申請金額(4 月)
			2023/04/27	¥2,562,000	休眠通常控2021 2023年度申請金額 (4月)
			2023/04/27	¥2,093,000	休眠通常控2021 2023 年度申請金額(4月)
			2023/04/27	¥10,450,000	休眠通常控2022 初回(2023年1月-2023 年9月)
			2023/04/28	¥397,240	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥100,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥100,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥460,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥500,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥250,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥500,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥300,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥137,600	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥500,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥100,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥392,200	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥334,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥312,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥400,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥500,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成
			2023/04/28	¥500,000	23年度カゴメみらいやさい財団助成

支出先の名称等	都道府県	住所	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/21	¥50,000	マルエツ_第6回
			2023/07/26	¥1,050,000	休眠通常枠 支払助成金 2023年7月
			2023/07/26	¥2,537,000	休眠通常枠 支払助成金 2023年7月
			2023/07/26	¥2,625,000	休眠通常枠 支払助成金 2023年7月
			2023/07/26	¥2,624,000	休眠通常枠 支払助成金 2023年7月
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥368,800	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥497,500	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥500,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥94,020	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥99,840	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥90,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥98,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥99,700	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集
			2023/08/01	¥100,000	こども食堂基金2023_春募集

支出先の名等	都道府県	住所	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
			2023/08/22	¥80,000	ファミリーマート 資金_夏募集
			2023/08/22	¥80,000	ファミリーマート 資金_夏募集
			2023/08/22	¥80,000	ファミリーマート 資金_夏募集
			2023/08/22	¥80,000	ファミリーマート 資金_夏募集
			2023/08/22	¥80,000	ファミリーマート 資金_夏募集
			2023/09/15	¥80,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥40,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥200,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥201,500	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥208,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥85,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥100,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥250,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥50,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/09/15	¥300,000	ノーツすこやかこども財団様助成
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥215,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥925,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥658,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥990,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分

支出先の名等	都道府県	住所	支出年月日	支出金額	滞滞の目的等
			2023/10/02	¥994,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥950,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥490,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥997,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥229,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥809,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥835,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥960,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥948,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥1,000,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/02	¥998,000	2023年度こども家庭庁ひとり親家庭等の 子どもの食事等支援事業_2023年度一次 助成分
			2023/10/10	¥5,126,000	休眠通常枠2021_2023年8-10月助成分
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥113,034	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥130,106	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥143,680	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥100,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥199,232	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥139,240	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/17	¥200,000	2023年度 富士住建・SAZAIエむすびえこ ども食堂基金
			2023/10/25	¥1,200,000	伴走支援基金2022_2023年10月助成分
			2023/10/25	¥1,200,000	伴走支援基金2022_2023年10月助成分
			2023/10/25	¥600,000	伴走支援基金2022_2023年10月助成分
			2023/10/27	¥5,249,000	休眠通常枠2020_2023年8-10月助成分
			2023/10/30	¥4,186,650	休眠通常枠2021_2023年8-10月助成分

支出先の名称等	都道府県	住所	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
			2024/03/14	¥80,000	こども食堂スタート応援助成プログラム 2023年3月助成分
			2024/03/22	¥2,100,000	令和6年能登半島地震 こども食堂応援助成(24年3月までの支払分)
			2024/03/22	¥2,000,010	令和6年能登半島地震 こども食堂応援助成(24年3月までの支払分)
			2024/03/22	¥3,000,000	令和6年能登半島地震 こども食堂応援助成(24年3月までの支払分)
			2024/03/22	¥2,671,000	令和6年能登半島地震 こども食堂応援助成(24年3月までの支払分)
			2024/03/25	¥249,847	ペルマーク助成金

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人全国こども食育支援センター・むすびえ	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	25年4月1日~26年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
湯浅 誠		理事		○							2018年9月3日 就任
渋谷 雅人		理事		○							2022年5月26日 就任
三島 理恵		理事		○							2022年5月26日 就任
稲村 宥人		監事		○							2019年5月29日 就任
金 洋浩		理事		○							2023年12月22日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(free)使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(free)使用 ルーズリーフ	都度	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	給与計算ソフト(free)使用 ルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国でも食糧支援センター・むすびえ	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
-----	-----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄			
事業年度		月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人全国つどい食堂支援	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ